

日本高度実践看護学会 倫理委員会細則

(設置と目的)

第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会に、会員が実施する研究活動及び臨床実践における倫理的基盤の整備と強化を目的として倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員6名程度で構成する。

2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。

3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。

一 理事の中から、理事長が指名する場合

二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

(職務)

第3条 委員長は、委員会を統括し、研究活動および臨床倫実践における倫理的課題に関する審議・調整を主導し、委員会運営の責務を担う

2 委員は研究活動、利益相反、臨床倫理等に関する課題の検討、助言、対応策の企画及び実務を分担する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員長の指示に基づき、委員会の運営に関する事項を分担することができる。

(任期)

第4条 委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。

2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。

3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、研究倫理および利益相反並びに臨床倫理に関する次の事項を審議し、その実務を遂行する。

1 会員が実施する看護研究ならびに学会活動に関連する研究の倫理審査

2 利益相反に関する管理

3 高度実践看護における臨床倫理の課題整理

4 倫理指針および倫理に関する規程等の策定および改廃に関すること

5 その他、理事会から付託された倫理に関する事項

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、倫理委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

1 この細則は令和7年10月19日から施行する。

2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。